

## ■教育行政のポイント

### “授業時数特例校”の導入

菱村 幸彦

文部科学省は、学校の裁量で各教科の授業時数を弾力的に編成することを特例的に認める「授業時数特例校」制度を導入する方針を示した。本題に入る前に、標準授業時数について見ておく。

#### 「標準」を大きく上回る運用も

小・中学校の授業時数が「標準」となったのは、1968年の学習指導要領の改定からである。その前は、「最低授業時数」が定められていた。「最低」を「標準」に改めた際、文科省は、「年度当初の計画段階から標準授業時数を下回って教育課程を編成することは適当でない」と指導し、現行解説書もこれを踏襲している。このため、標準授業時数の運用は、下方に硬直的で、上方にのみ弾力化した。平成30年度の文科省調査では、標準授業時数を大きく上回る教育課程編成の実態が明らかになり、働き方改革の観点から問題となっている。とくに新型コロナウイルス感染症による臨時休業が長期化し、標準授業時数の確保が困難となってから、文科省は標準授業時数を下回っても法令違反とはならない旨を繰り返し通知している。

今回の授業時数特例校の導入は、中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(令和3年1月)で「カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである」とする提言をふまえている。

#### 教育課程特例校として実施

本題に戻ろう。授業時数特例校は、教育課程特例校制度の一環として行われる。教育課程特例校は、学校教育法施行規則55条の2に基づき、文科大臣が学校を指定し、学習指導要領によらない教育課程を編成することを認める制度である。特例校は、全国で1,768校指定されており、英語教育や言語教育の

ほか、地域について学ぶ「郷土科」(名称は多様)をテーマとするものが多い。

文科省告示(平成20年第30号)は、教育課程特例校の要件として、①学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること、②各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること、③児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系性に配慮がなされていること、④保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること、⑤児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていることを定めている。

#### 教科時数の1割を他教科に振り替え

授業時数特例校制度は、総枠としての授業時数は確保したうえで、学校裁量により教科等ごとの授業時数の配分を弾力化して、特別の教育課程を編成することを認める制度である。ねらいは、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習活動の充実にある。指定にあたっては、前述の文科省告示で示す5要件が適用される。

授業時数特例校では、学年ごとに定められた各教科の授業時数について、1割を上限として標準授業時数を下回って教育課程を編成し、縮減した授業時数分を別の教科の授業時数に上乗せすることができる。対象となる学校種は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)で、対象となる教科は、小・中学校の各教科である。ただし、年間標準授業時数が35単位時間以下の教科と総合的な学習の時間は対象としない。

学校裁量による教科ごとの授業時数の弾力化は、当面、特例校で例外的に行うとしても、将来的には、広く一般の学校で実施できるようになることを期待したい。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●誰一人取り残さないGIGAスクールをつくる！(予約受付中)

### GIGAスクール構想で**進化**する学校、**取り残される**学校

【編集】平井聡一郎 四六判／定価 2,420円(税込)／8月30日発売

